

2023 年 12 月
水 産 庁

ダブリューシーピーエフシー

W C P F C （中西部太平洋まぐろ類委員会）

「第 20 回年次会合」の結果について

1 日時・場所

日本時間の 12 月 5 日（火）から 12 月 9 日（土）まで、クック諸島（ラロトンガ）で対面とウェブ会議併用で開催。

2 参加国・地域

日本、米国、EU、太平洋島嶼国等 26 か国・地域が参加。
（他、関係する国際機関、NGO の代表等が参加）

3 我が国出席者

福田資源管理部審議官（政府代表）ほか、水産庁、外務省、国立研究開発法人水産研究・教育機構及び業界関係者。

4 結果概要

以下の事項が合意された。

（1）太平洋クロマグロ

小型魚から大型魚への振替に当たっての特例措置（小型魚の漁獲上限を 1.47 倍して大型魚に振替可）の上限拡大が採択された。

（現行）漁獲上限の 10%	（ <u>拡大後</u> ）漁獲上限の <u>30%</u>
---------------	--------------------------------

※韓国については、2021 年まで大型魚の漁獲枠がなかったことから、特例として、現行 25%とされており、これが 40%に拡大。

(2) 熱帯マグロ（メバチ・キハダ・カツオ）
2024～2026 年に適用する新たな措置に合意。

① カツオ：漁獲量・漁獲努力量が基準値（昨年の年次会合で採択された新たな管理方式に基づく）を上回った場合に、措置を見直す規定を追加。

② メバチ：資源動向を踏まえ、以下の措置を改正。

- まき網における集魚装置（^{ファッズ}FADs）使用禁止期間

対象水域	現行措置	改正後
EEZ	3 か月	1.5 か月
公海	5 か月	2.5 か月

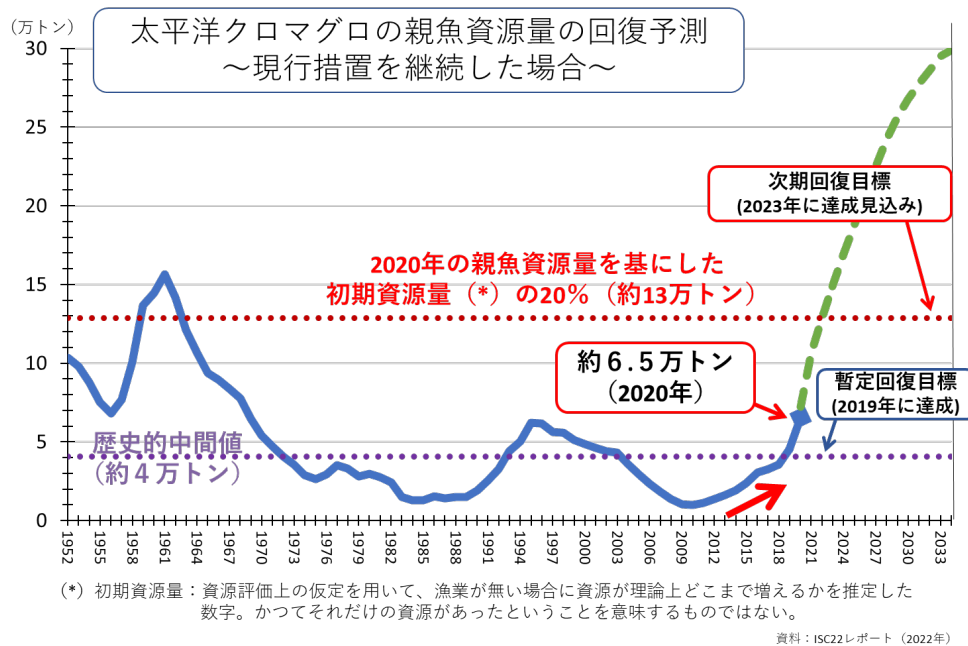
- はえ縄のメバチ漁獲上限の改正（単位：トン）

対象国・地域	現行措置	改正後
日本	18,265	18,265 * 1
中国	8,224	8,224 * 1
インドネシア	5,889	5,889 * 1
韓国	13,942	13,942 * 1
台湾	10,481	10,481 * 1
米国	3,554	6,554 * 2

* 1：オブザーバーカバー率（現行 5 %義務）の増加に応じて、漁獲上限を最大 10%増やすことが可能。

* 2：これまで米国海外領土（グアム・北マリアナ・米領サモア）の漁獲として計上されていた 3,000 トンを移管。

【参考1 太平洋クロマグロ 最新の資源評価の結果】

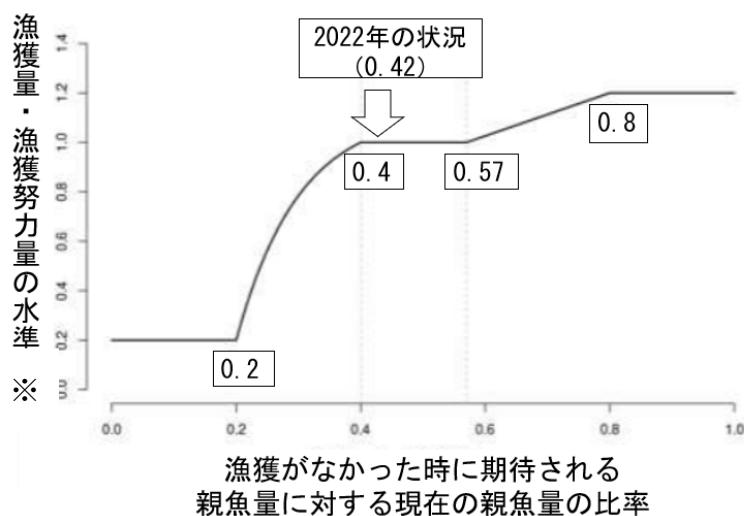


【参考2 現行の太平洋クロマグロの漁獲上限(2021年決定)】

決定内容（2022年以降）	備考
太平洋クロマグロ全体 14,616 トン ⇒ 16,329 トン	
W C P F C (西太平洋) 小型魚：4,725 トン ⇒ 4,725 トン 大型魚：6,591 トン ⇒ 7,609 トン	未利用分の繰越、 小型魚の大型魚への振替等の関連措置：2022-2024年の3年間延長
I A T T C (東太平洋) 3,300 トン ⇒ 3,995 トン (※1年あたりに換算)	2022-2024年の3年間の措置

【参考3 カツオの新たな管理方式（漁獲制御ルール）の概要】

親魚量の水準に応じ、漁獲量・漁獲努力量の水準を算出する枠組み。



※漁獲量・漁獲努力量の水準は、漁業種類ごとに基準値を設定。
まき網：2012年の努力量、一本釣：2001-2004年の平均努力量、
インドネシア・フィリピン周辺海域：2016-2018年の平均漁獲量

【参考4 現行の熱帯マグロの管理措置の概要】

(ア) まき網漁業：

- ・ 操業日数制限（日本のEEZ内の上限は1500隻日、熱帯域の公海における日本の上限は121隻日）
- ・ 熱帯域における集魚装置（^{ファッズ}FADs）の使用禁止（公海5か月、EEZ内3か月）

(イ) はえ縄漁業：

- ・ メバチの漁獲上限の設定（日本の上限は18,265トン）